

令和6年村上市教育委員会3月定例会会議録

○ 日 時

令和6年3月19日(火) 午前9時30分 開会

○ 場 所

朝日支所 2階 第1会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長
横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)
大 滝 豊 委員
板 垣 英 樹 委員
小 川 涼 子 委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	仙 田 満
〃 指導主事	木 村 博
〃 指導主事	倉 町 宏 治
〃 教育総務室長	今 井 雅 仁
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	倉 松 淳 志
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	加 藤 涉
村上教育事務所長	浅 野 宏
荒川教育事務所長	百 武 靖 之
神林教育事務所長	田 村 富 夫
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

朝日教育事務所長

本 間 憲 一

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長

今 井 雅 仁

○ 会議に付した議件等

- ・会議録署名委員の指名について
 - ・2月定例会及び臨時会会議録の確認について
 - ・報第13号 一般報告事項について
 - ・議第30号 村上市学校給食費徴収規則制定について
 - ・議第31号 村上市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第32号 村上市立学校給食費負担軽減事業助成金交付要綱を廃止する要綱制定について
 - ・議第33号 村上市学校給食費多子世帯軽減助成金交付要綱の一部を改正する要綱制定について
 - ・議第34号 村上市立学校臨時休業に伴う昼食費補助金交付要綱を廃止する要綱制定について
- (追加議案)
- ・議第35号 市指定文化財の指定について
 - ・議題36号 市指定文化財の指定について

遠藤教育長

午前9時30分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより令和6年3月定例会を開会します。

遠藤教育長

今年度最後の定例会を始めさせていただきます。

初めに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

先週15日に終了した令和6年市議会第1回定例会での、教育委員会関係の主な内容についてお話させていただきます。まずもって、定例会初日の人事案件で、大滝教育委員さんの再任の同意を全会一致で得ることができました。5月21日から新たに4年間の任期となりますが、今後ともよろしくお願いたします。ご挨拶は5月定例会の際にお願いたします。

次に、お手元の資料にあります新年度当初予算に盛り込まれている主要事業についていくつかご説明いたします。ご質問等がございましたら情報交換の場でお願いたします。1点目は学校統合推進委員会設置

に伴う経費です。4月から、各学校や地域への説明を開始し、その後統合検討会、合同統合検討会で協議を重ねていただき、合意が得られた段階で正式に統合推進委員会を立ち上げ、本格的に学校統合に向け重要事項を決定していただくこととなります。学校統合に向けては多くのエネルギーを要しますので、教育委員会としても事前準備に向け動き出します。委員の皆様におかれてもご理解ご協力よろしくお願いたします。2点目は、部活動の地域移行に向けた環境整備経費です。令和5年度から3年間は改革推進期間とされ、本市では運動部活動の2年目の実証事業に手を挙げ、国・県・市が1/3ずつ経費を負担し環境整備に向け取り組んでまいります。この他受益者に負担していただく額もあるのですが、休日のみならず平日の移行も含めた環境整備のためには、指導者の確保やそのための経費等いくつかの課題もあります。また、吹奏楽部等の文化部の活動に関しても6年度中に目処を立てていかななくてはなりません。令和8年度には、できうる限り平日も含めて完全に地域活動として実施していくことを、改めて学校・生徒・保護者・活動を支える関係者の皆様にお示しし、円滑に移行できるよう進めてまいります。3点目は、中学校のトイレ洋式化にかかる経費です。今年度、荒川中と朝日中の改修工事を終え、次年度は村上東中と山北中の改修に取り組みます。他の小・中学校でもまだ改修率が低い学校もありますが、特別教室の空調設備改修等もあり、児童生徒に著しい不利益を生じさせることのないようバランスのとれた各種改修工事を進めていかななくてはならないと考えております。4点目は、新規事業で学校給食会計の公会計化に伴う経費です。各学校で管理している給食会計を、市の一般会計に組み込むため多額の予算措置となっておりますが、学校の負担軽減に結び付くことになるはずですが、次に、生涯学習課関係においては、ICTを活用した多様化する学習ニーズに対応した生涯学習を支援する公民館活動費や、学びを支える情報拠点の実現を目指した図書館ネットワーク等の経費を継続して予算化しております。また、歴史的な町並みを守り繋いでいくまちづくりに関わり、新たな保存対策調査が必要となり伝統的建造物群保存事業経費として予算化しております。スポーツ関係では、荒川総合体育館の耐震改修及び大規模改修工事を2年間にわたり実施するため、6年度の経費として予算化しております。最後に、一般質問では、高田議員から「村上城跡の整備状況と今後の維持管理について」、河村幸雄議員から「ユネスコ無形文化遺産登録について」、渡辺議員から「学校統合計画について」それぞれ質問がありました。

以上、市議会に関するお話をさせていただきましたが、委員の皆様

には、本日の定例会に加え、卒業式、入学式、辞令交付式にご臨席いただくこととなります。お忙しい年度末・年度始めとなりますが、宜しくお願いいたします。それでは本日はよろしくをお願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、大滝委員と小川委員をお願いします。

・2月定例会及び臨時会会議録の確認について

遠藤教育長 2月定例会及び臨時会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 2月定例会及び臨時会会議録について何かございますか。
(意見無し)
2月定例会及び臨時会会議録は確認されました。

・報第13号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第13号について上程します。
最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。2月13日、第2回村上市人権教育同和教育推進協議会及び村上市同和教育研究協議会設立総会、出席しました。19日、定例教育委員会、その後臨時会が開催されました。23日、企業版ふるさと納税寄附金贈呈式、出席しました。3月1日、定例会総務文教常任委員会、開催されました。5日、中学校卒業式。村上東中学校、出席しました。6日、指導主事会議。7日、市校長会議。8日、臨時市校長会議、開催されました。以上、報告させていただきました。

遠藤教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

横山委員 小・中学校の始業式は4月8日でよろしいでしょうか。

学校教育課長 はい。

遠藤教育長 4月5日までが学年始め休業、6、7日は土日なので8日が始業式になります。

遠藤教育長 それでは一般報告事項は了承されました。

・議第30号 村上市学校給食費徴収規則制定について

遠藤教育長 次に、議第30号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、議第30号について。村上市学校給食費徴収規則制定についてです。学校給食会計の公会計化の推進につきましては、文科省から全国の教育委員会に周知されているところであります。この通知を受けまして、本市においても学校教職員の負担軽減のため給食会計の公会計化の検討を進めてまいりました。令和6年度から、これまで私会計で行ってきた学校給食会計を市の一般会計に組み込んで、公会計化するという調整を進めてまいりました。この規則は、学校給食会計を公会計化するにあたり、保護者や教職員等が負担する経費とその徴収について規則を定めるものになります。第2条、給食費の金額を定めております。小学校は315円。中学校は中等教育学校前期課程も含めた金額となっております。378円です。その他、各調理場で喫食する場合も定めています。この

金額はいわば製造経費にあたるものになり、本来であればこの製造経費を徴収することになりますが、実際に保護者から徴収する金額は、13ページに附則による特例を定めており、小学校は1食当たり33円の免除になり、282円。中学校は39円の免除で、339円となります。市がこれまで、物価高騰助成金で行ってきた負担軽減を免除として規定したものであります。第4条給食費の徴収及び納付については公会計化をするにあたり、令和6年度は支払いに関しては、市から納入業者へ直接支払い、徴収については、学校経由で市の会計の収入とするとしています。将来的には、徴収についても市が担うことで考えておりますが、システムの導入や人的な体制整備も必要になってきますので、段階的に取り組むことで考えています。そのため、この第4条では徴収は校長又は調理場の場長が徴収し、市会計管理者に納付することと記載しております。続いて第7条、給食費の免除について規定しています。令和5年度まで市が行ってきた徴収の中で、多子世帯（第3子目以降）のお子さんに対する給食費無償化というのを助成金の形で行ってきたわけですが、これを免除の形で規定したものになります。先ほど申し上げました物価高騰による免除は、その時の経済状況に左右される面がありますので、当面の特例として附則で定めていますが、多子世帯に関しては、ある程度固定化した子育て支援策と考えておりますので、条文の中で規定しております。その他、保護者から提出していただく申込書、減免申請書等の様式を定めています。以上よろしくお願いたします。

遠藤教育長

ありがとうございます。質疑等がありましたらお願いします。

横山委員

確認です。今ほどの課長の説明は条文だけですが、詳細については、この後の説明でしょうか。

学校教育課長

この後の議案は、この規則を定めるのに伴って今まで補助で行ってきたものを廃止したり改正したりする議案になりますので、これより細かく定めたものではありません。

横山委員

先ほど課長から徴収に関して段階的に移行する予定ですよというお話があったので、名目は公会計化ではあるが、徴収の段階は今までとまったく同じ私費と同じ扱いであり、珍しい形なので混乱していた。公会計化の話であると思いつつながら資料を読むと、ほとんど私会計のままです。市の会計管理者に支払わなければならないという文言だけは、公会計であると理解できます。督促についても、市長ではなく、教育長名で処理

するというので、段階的な処理になっています。公会計の場合、市長名での処理と思います。段階的にこれから変わっていくという理解でよろしいですか。

遠藤教育長 公会計化に関する徴収の業務、支払いの業務、督促の仕方について説明をお願いします。

学校教育課長 横山委員がおっしゃるとおりであります。支払いは令和6年度から、市が支払業務を行います。給食費の徴収はこれまでと同様、学校に納めてもらい、学校から月々市の会計へ納入してもらうということで事務処理を始めます。県内では同様の事務処理で取り組んでいる自治体もあり、今回参考にさせて頂きました。督促は、これまでも学校長の名前と学校教育課長の名前と連名で文書を発行させていただいていますので、引き続き学校も関わった方法で行った方が収納に対して効果があると考えられます。状況を見ながら必要であれば変えていきたいと考えています。公会計化を先行して行っている自治体で、学校で徴収しているときは滞納が少額だったが、公会計化したら滞納が増えたというような事例もありますので、状況を見て判断したいと思っています。ただ、方向性となれば、学校の負担を軽減していくことが前提ですので、将来的には徴収督促も含めて市が担当するべきと考えています。

横山委員 ありがとうございます。会計処理に関する規則を確認しますと、場長あるいは校長が監督するということと、自校の教頭を学校給食会計出納責任者にすること、教職員の中から学校給食会計担当者を選任するという文言がありますが、改正しないのでしょうか。

大矢副参事 基本はそのまま残します。

横山委員 会計処理が市の一般会計に組み込まれますが、それでも会計責任者、担当者というのは学校の職員が行うということでしょうか。

大矢副参事 学校が徴収する間は、学校に関与していただかないとならないので、改正しないと考えています。

横山委員 公会計化を実施しますので、会計処理に関する規則を改正すべきなのではと考えていました。矛盾は生じませんか。

学校教育課長 今回は改正せずに実施します。これまでと同様に、引き続き形で始めますが、改正すべき点が生じたときは対応いたします。

横山委員 会計規則に関する規則については、今後整合性を保てるように見直して頂きたい。よろしくをお願いします。

続いて、給食費の督促ですが、実際徴収するにあたって、村上市だけでなく大変な問題です。先程課長からは学校の徴収から市の徴収に変更となったとき、滞納額が増えたとの説明がありました。学校が徴収に必死に取り組んでいたこととなります。遅い時間に保護者の家を訪問し、何度もお願いしたりしていた。徴収が市会計になったとき、どうするかという規定が記載されていません。税金と同じように、滞納した場合法的な措置があると思いますが、給食費についてもどのように対応するのか教えて頂きたい。

学校教育課長 公会計化となると、市の債権になります。債権の種類については税や保険料などの公債権と私法上の債権と2種類あります。保護者の負担金は私法上の債権と考えられていますので、民法上の処理で督促をして強制徴収をするためには訴えを起こして徴収をしていくこととなります。文部科学省からガイドラインが示されているとおりで。

横山委員 現在も未納滞納のものがあると思いますが、令和6年度からは未納滞納があった場合は、学校ではなく市が滞納処理を行うこととなりますか。

学校教育課長 まずは督促を行い、徴収をすることになります。

横山委員 学校には負担をかけないというということでしょうか。

学校教育課長 督促状は今までと同様の内容で発行します。学校教育課と学校と連名で督促します。これにより徴収をなるべく年度内で納めてもらうように督促を継続していきます。それでも滞納が続くようであれば先程申し上げましたような民法上の処理によって市が対応していくことになると思います。

横山委員 大事なのは督促状を発行して、その後学校、調理場ではなく学校教育課が担当していくこと。督促を含めた事務処理を軽減化することに公会計化の学校側のメリットがあると謳っていると読み取れます。

- 学校教育課長 公会計化につきましては、支払処理を市が担当することで学校事務を軽減することで始めさせてもらい、徴収についてはこれまでと同様の事務処理を継続することになります。令和6年度から徴収事務、督促などすべて学校教育課が担当することは難しい状況です。
- 横山委員 教育長、このことについては校長会などで周知説明はしていないのでしょうか。
- 遠藤教育長 説明しております。徴収業務は1年後になるのか、2年後になるのか現時点では不明です。学校教育課の職員体制もありますので、いくら学校の働き方改革だといっても、公会計化すべての業務を一挙に学校教育課が対応することは難しいので、担当すべき業務をしっかりと確実にこなしていくことが重要と思っております。
- 横山委員 予算のこともありますので、理解できますが、学校の負担すべき事務を軽減できればと思います。
- 学校教育課長 支払いの業務は、令和6年度から学校教育課が担当しますので、事務軽減にはなると思います。
- 横山委員 早い段階での徴収事務等の学校教育課への移行をお願いいたします。
- 遠藤教育長 ご指摘ありがとうございます。
- 大滝委員 校長会でご報告されていますが、校長先生の意見はありませんでしたか。
- 遠藤教育長 校長会にて、公会計化の説明を行ったときにご学校側のご要望はどのようなものがあつたのでしょうか。
- 学校教育課長 今後の予定、現状を説明したうえで、ご理解いただけたかなと思います。可能であれば給食費の徴収等も含め公会計化を実施した方がありがたいという意見もちろんありました。将来的にはすべて公会計化、学校教育課で事務処理する考えでありますが、令和6年度は支払い業務のみでいきたいと説明して、ご理解いただいたかなと思っております。
- 横山委員 条文だけを見ると、学校教育課が全部の業務を処理するように読み取

れますので、そういったことを説明されたのかなと危惧していました。

遠藤教育長

今後共確認しながら公会計化を進めてまいります。

横山委員

よろしくお願ひします。それから、12 ページの給食費の免除について第3子以降の児童等の給食費を免除することが出来るという条文がありますが、31 ページには申請書が規定されています。この制度は徴収規則のところに移したという見方で良いのかどうか。

学校教育課長

その見方でよろしいかと思ひます。

横山委員

そうしますと、第3子以降の対象者に助成や補助を重複することにならないようにしたという理解でよろしいですね。

それから、第7条(1)ですが、第3子の場合についてですが、他市町村は小中学校に入学している兄弟の中の第3子とするなど、色々な捉え方があります。村上市の場合は、現に扶養している子の内、となつていますので小中学生に限らず、高校生、大学生も含む第3子、第4子が対象となることでよろしいですかね。よつて学生証の写しなどが必要になるということですね。年度当初から第3子以降を免除するのかと思つたら、対象者の給食費も1年分納めているかどうか、未納がないか確認した上で還付する規定されています。その手続きでよろしいですか。

学校教育課長

年度途中で申請があることも想定しており、申請時点で給食費の未納がないことを条件に入れています。

遠藤教育長

この制度は申請主義で、保護者が申請しなければ減免とならず給食費を徴収しています。

横山委員

今の条文だけではそういうことが読み取れない。年度途中でという文言が記載されていればわかりますが、免除の対象となる児童等に係る給食費にと記載されているので、年度途中の申請により対象となつたときは、未納が無いと分かつた時点で還付していることでよろしいでしょうか。

学校教育課長

年度途中で申請が提出されたときは、おっしゃつたとおりです。年度当初から支払われていた給食費があれば、還付します。

- 横山委員 例えば、転校してきたという場合は理解できますが、4月から在籍している児童の保護者が年度途中から申請する理由がよく分かりません。
- 遠藤教育長 保護者が申請していない理由として、忘れていたとか気付かなかったということはあり得ますよね。
- 横山委員 今までの多子世帯の助成金の場合、あり得ますけど、今度は補助金の14ページの給食提供申込書が多子世帯制度の申請となりますよね。これは4月に保護者に依頼します。これを半年忘れていて提出しないことがあり得るのでしょうか。14ページの給食提供申込書は、年度初めに保護者に配布しますよね。
- 大矢副参事 14ページの様式は給食提供の申込書、免除申請は16ページの免除申請書となりますので。同時に出されるとは限らないことも想定されます。
- 横山委員 多子世帯の対象者は、同時に提出してもらうものではないのですか。
- 大矢副参事 14ページの様式は、令和6年度に関しては制度実施の最初の年度です。令和7年度以降は、市内に在学中の児童生徒の保護者は提出いただく、令和6年度に提出したもので対応します。
- 横山委員 毎年提出してもらうものではないのですか。
- 大矢副参事 給食提供申請書は、毎年提出するものではありませんが、給食費の免除申請書は毎年度提出もらうこととなりますので、申請を忘れるなどして年度途中の申請はあり得ると思います。
- 遠藤教育長 14ページの給食申込書は公会計化を始めるにあたって、給食を食べる児童生徒の保護者に提出してもらう書類です。16ページの免除申請書というのは、その時同時に提出してもらう書類ではないのですか。
- 学校教育課長 多くの保護者は同時に提出すると思いますが、2年目になって、第3子が入学してくるケースになれば、1年遅れて対象となることもあり、提出が遅れることも想定されます。
- 横山委員 そうであれば、保護者が忘れていたこと等を想定しての免除の対象と

なる児童等にかかる給食費に未納がないことの条文なのですか。

学校教育課長 想定されるとすれば、年度途中で申請があった場合の条文になります。

横山委員 給食費徴収規則第7条第3号は、未納があれば還付はしませんという解釈でよろしいですか。

学校教育課長 そうです。

横山委員 年度当初に学校給食提供申込書を提出すれば減免されるということではないと理解してよろしいか。

学校教育課長 はい。4月早々にこの申込書を保護者に配布しても、4月分の給食費が発生することも想定しています。その後減免の対象となり1か月、2ヶ月経過後の還付は発生するのではないかと想定はしています。

横山委員 それでもこの、免除という文言は使用するのでしょうか。

学校教育課長 使用します。

横山委員 免除というのは、最初から免除しますよという想定と思いますが、これまでは多子世帯への助成金なので、給食費を助成しますということは理解できますが、第7条の規定は免除とするとされていますが、後日還付するというのは違和感があります。

学校教育課長 免除申請して免除決定するのが給食提供後になりますので、決定後の還付も想定しなければいけないので、この条文としています。

遠藤教育長 事務局としても、審査、確認しなければならない。その間の給食費はいただく。保護者の立場に立てば、1、2ヶ月振込をせざるを得なくなるかもしれないけど、実質的に不利益になることはありません。

横山委員 決定した後は、減免額を払わなくてもよいことになりますね。

遠藤教育長 はい。

学校教育課長 減免対象となる徴収済みの給食費は還付しますが、それ以降は最初か

ら免除。請求しないということになります。

横山委員 関連して、14 ページ。申込書の宛先が教育長と市長の連名になっていますが、これでよろしいかどうか。

学校教育課長 徴収の手続きの方は教育長宛にしており、請求者が市の会計ということなので、市長の宛名も一緒に併記させていただきました。

横山委員 15 ページ以降すべて様式が、村上市教育長となっているが、これでよろしいでしょうか。

大矢副参事 14 ページの宛名について給食提供申込書に関しては、教育長宛、括弧書きの児童手当等の額から支払いに充てる申出は市長宛になるので、二人連名になっています。

横山委員 村上市教育長という名前ですが、教育長これでよろしいですか。村上市教育委員会教育長とか、あるいは村上市教育委員会になると思いますが。

遠藤教育長 公文書上どうなのでしょう。

大矢副参事 参考にした自治体の例規を確認したとき、教育委員会教育長となっているものと教育長と両方ありました。

横山委員 学校からとか保護者から申請する場合には、村上市教育委員会宛です。

遠藤教育長 村上市教育長というのが違和感あるということでしょうか。

横山委員 違和感があります。

学校教育課長 法制執務担当に確認を取ったうえで、提案させて頂いているので、この表現だから誤りということではないかとは思いますが。

横山委員 分かりました。以上です。

遠藤教育長 質疑等がありましたらお願いします。
(意見無し)

ついて

遠藤教育長

次に、議第 32 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

それでは議第 32 号、村上市立学校給食費負担軽減事業助成金交付要綱を廃止する要綱ということで、先ほど学校給食費の徴収規則で説明させていただきましたが、物価高騰に係る給食費の負担軽減を徴収規則の中の附則で定めて免除する形に切り替えますので、この助成金の要綱を廃止するものであります。以上よろしく願いいたします。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第 32 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 32 号は承認されました。

・議第 33 号 村上市学校給食費多子世帯軽減助成金交付要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長

次に、議第 33 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

それでは議第 33 号、村上市学校給食費多子世帯軽減助成金交付要綱の一部を改正する要綱制定についてでございます。学校給食費の徴収規則の中で説明させていただきましたが、多子世帯第 3 子以降の給食費無償化について免除の形に変更することに伴いまして、改正を行うものでございます。

これまでの助成金の対象から、市内の小中学校、村上中等教育学校前期課程こちらを削除して、先程の給食費の徴収規則の免除の部分に切り替えていきます。これによって今後対象となってくるものは、特別支援学校に係る第 3 子以降の子が居る場合のみになってきます。第 2 条の後段ですが、就学援助費の支給を受けている場合には、重複を避けるため、これまで助成金の対象外となっていました。今回免除の形に切り替えるにあたり、就学援助費の受給の有無にかかわらず、免除を決定する形にして、重複支給の部分は就学援助費で実際に負担し

た減免後の金額で支給する形に変更するものであります。以上よろしくお願ひいたします。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第 33 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 33 号は承認されました。

・議第 34 号 村上市立学校臨時休業に伴う昼食費補助金交付要綱を廃止する要綱制定
について

遠藤教育長 次に、議第 34 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 それでは議第 34 号、村上市立学校臨時休業に伴う昼食費補助金交付要綱を廃止する要綱制定についてでございます。新型コロナウイルス感染症で学校の臨時休業が度々あった際に、就学援助費の支給を受けている世帯については、通常は学校で給食を食べて、その分就学援助費で賄えるため、家庭での負担が発生しない形ですが、臨時休業により発生した昼食費経済負担を、発生した日数により給食費相当額を補助していた助成金の交付要綱になります。コロナウイルスが5類移行となり、今年度いっぱいその事業を終了したいという事で、要綱を廃止するものでございます。以上よろしくお願ひいたします。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第 34 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 34 号は承認されました。

(追加議案)

・議第 35 号 市指定文化財の指定について

遠藤教育長 次に、議第 35 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは議第 35 号、市指定文化財の指定について説明をさせていただきます。本案は令和 5 年 7 月 25 日付で教育長から村上市文化財保護審議会会長あてに諮問していました春木山遺跡出土品 256 点の村上市指定文化財について、令和 6 年 3 月 12 日付けで答申のあったものです。答申では本市の歴史や、文化を考える上で、学術的価値の高いものであり、村上市指定文化財に指定の上保護すべきであるのご意見でありましたので、村上市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、市指定文化財に指定しようとするものでございます。なお、出土品の所在地につきましては埋蔵文化財収蔵であります、旧山辺里小学校の所在地を記載しております。次に提案させていただきます道端遺跡の出土品の所在地につきましても、同様となっております。以上よろしくお願ひいたします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第 35 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 35 号は承認されました。

・議第 36 号 市指定文化財の指定について

遠藤教育長 次に、議第 36 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは議第 36 号、市指定文化財の指定について説明をさせていただきます。本案は令和 5 年 7 月 25 日付で教育長から村上市文化財保護審議会会長あてに諮問していました道端遺跡出土品 88 点の村上市文化財指定について、令和 6 年 3 月 12 日付けで答申のあったものです。答申では本市の歴史や、文化を考える上で、学術的価値の高いものであり、村上市指定文化財に指定の上保護すべきであるのご意見でありましたので、村上市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、市指定文化財に指定しようとするものでございます。以上よろしくお願ひいたします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第 36 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第 36 号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 4月の定例会ですが、4月23日火曜日午前9時30分から朝日支所2階第1会議室にて開催したいと思います。よろしくをお願いします。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和6年村上市教育委員会3月定例会を終了します。

午前11時10分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____